平成22年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成22年12月14日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 (町長提出議案第58号)埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第 7 (町長提出議案第59号)平成22年度上里町一般会計補正予算(第3号) について

日程第 8 (町長提出議案第60号)平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 9 (町長提出議案第61号)平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第2号)について

日程第10 (町長提出議案第62号)平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について

日程第11 (町長提出議案第63号)平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)について

出席議員(13人)

	1番	植	原	育	雄	君		2番	Щ	下	博	_	君
	3番	植	井	敏	夫	君		5番	納	谷	克	俊	君
	6番	中	島	美	晴	君		7番	荒	井		肇	君
	8番	新	井		實	君		9番	小	暮	敏	美	君
1	0番	沓	澤	幸	子	君	1	1番	高	橋		仁	君
1	2番	伊	藤		裕	君	1	3番	根	岸		晃	君
1	4番	齊	藤	邦	明	君							

欠席議員(1人)

4番 高橋正行君

説明のため出席した者

囲丁			長	B	劉	根	孝	道	君	教	育	長	山	下	武	彦	君
総	務	課	長	Ē	事	野	正	道	君	総合	政策	課長	石	原	秀	_	君
税	務	課	長	ネ	畐	島	雅	之	君	町民	環境	課長	清	7K	涾	雄	君

高 杯 一 美 君 福祉こども課長 関根健次君 健康保険課長 まち整備課長 岩 貞 祐 君 産業振興課長 吉 雅幸君 田 田 下 水 課 長 豊 昇 君 学校教育課長 正彦君 田 山口 柴 崎 久 男 中央公民館長 生涯学習課長 邦 雄 君 君 庄 水道課長 飯 塚 邦 男 君 指導室長 丸山 修君 澁 澤 秀 実 君 戸矢三樹男 君 図書館長 会計管理者

事務局職員出席者

事務局長戸矢隆光 次 長 須田孝史

開 議

午前9時0分開議

議長(齊藤邦明君) ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第58号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議長(齊藤邦明君) 日程第6、町長提出議案第58号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変 更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 皆さん、おはようございます。

議案第58号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について御提案を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、・田市及び・田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村組合事務組合規約別表を整備するため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

議長(齊藤邦明君) 次に、担当課長より補足説明を求めます。

参与兼総務課長。

〔参与兼総務課長 高野正道君発言〕

参与兼総務課長(高野正道君) それでは、提案の内容につきまして御説明を申し上げます。 当組合の規約の変更につきましては、・田市の・の文字が二点しんにゅうの・でございます けれども、一点しんにゅうの蓮に改められました名称変更によるものでございます。

・田市につきましては、名称の・田市、戸籍謄本や住民票などの・田市、大字・田などの・の字体につきましては、旧字体の二点しんにゅうを使用していました。パソコンなどの情報機器においては一点しんにゅうの蓮が標準的な規格として使用されており、二点しんにゅうの・が表示されない、文字化けするというような支障が生じていたということでございます。そこで、平成23年1月4日から一点しんにゅうの蓮に変更することになったわけでございます。それに伴う規約変更ということでお願いをしたいと思います。

2ページをご覧ください。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございますが、別表第1及び別表第

2、第4条第1号につきましては、二点しんにゅうの・田市、同じく・田市白岡町衛生組合を、 一点しんにゅうの蓮田市、同じく蓮田市白岡町衛生組合に改め、同表第4条第2号及び同表第 4条第3号につきましては、二点しんにゅうの・田市を一点しんにゅうの蓮田市に改めるもの でございます。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、 変更後の規約の規定は平成23年1月4日から適用するものでございます。

以上をもちまして、埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更についての内容説明とさせていただきます。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第58号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決 します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第59号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第3号)につい

議長(齊藤邦明君) 日程第7、町長提出議案第59号 平成22年度上里町一般会計補正予算 (第3号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 御提案申し上げました議案第59号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

平成22年度上里町一般会計補正予算(第3号)、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ6億2,627万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億142万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では扶助費等の増加による国・県支出金の増額補正や特別会計からの繰入金、事業費返還金の諸収入、臨時財政対策債などの補正でございます。

次に、歳出では徴税費の償還金や社会福祉費のサービス給付費、保健衛生費の各種予防接種費、農業費の補助金返還金、中学校費の上里中学校施設整備基金積立金などの補正となっております。

第2条ですが、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。臨時財政対策債の限度額を6億7,058万1,000円に増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案説明ですが、慎重御審議をいただき、御議決賜りますよう お願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

以上、一般会計の各課別の資料に基づきまして御説明をさせていただきました。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第59号 平成22年度上里町一般会計補正予算(第3号)についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[替成者起立]

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第60号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)について

議長(齊藤邦明君) 日程第8、町長提出議案第60号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明をさせていただきたいと思います。

初めに、補正予算額ですが、歳入歳出それぞれ4億5,566万4,000円追加し、歳入歳出予算の 総額を31億4,734万2,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では保険給付費の追加に伴う国・県支出金の増額補正及び前期高齢者交付金や前年度繰越金の確定による追加補正でございます。

次に、歳出では、保険給付費の不足が見込まれるための追加補正と前年度の精算額が一般会計へ戻すための追加補正でございます。

以上で、平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、詳細な内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 高杯一美君補足説明〕

以上が、平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明であります。よるしくお願いいたします。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第60号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について の件を起立により採決します。 本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第61号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2 号)について

議長(齊藤邦明君) 日程第9、町長提出議案第61号 平成22年度上里町介護保険特別会計 補正予算(第2号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 御提案申し上げました議案第61号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。 初めに、補正予算額ですが、歳入歳出それぞれ1億5,361万7,000円を追加し、13億6,585万円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では保険給付費不足分の増額見込みに伴う国・県支出金等の追加交付と一般会計からの繰入金の追加補正であります。

次に、歳出では、総務費と保険給付費の追加補正するものでございます。

以上が平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案説明でありますが、慎 重審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細の内容につきましては担当課長より説明をいたします。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 高杯一美君補 足説明〕

以上が介護保険特別会計補正予算(第2号)の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 5ページの繰入金のところでちょっとお尋ねいたします。

基金を取り崩すということで、781万3,000円が繰り入れになっているわけですけれども、このことによって基金は基金残高というんですか、どのぐらいになるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長(齊藤邦明君) 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長(高杯一美君) ちょっと今手元に資料がないので、後で御報告させていただくことでよろしくお願いします。

議長(齊藤邦明君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第61号 平成22年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第62号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)について

議長(齊藤邦明君) 日程第10、町長提出議案第62号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 御提案申し上げました議案第62号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

初めに、補正予算額ですが、歳入歳出それぞれ1,046万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,823万7,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では後期高齢者医療保険料の減額補正と一般会計からの繰

入金や前年度繰越金の確保による追加補正でございます。

次に、歳出では、保険料の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正と前年度の 精算額を一般会計へ戻すものの追加補正であります。

以上で、平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案説明とさせていただきます。慎重御審議を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細説明につきましては課長のほうから説明をいたさせます。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 高杯一美君補足説明〕

以上が平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の御説明でございます。 よろしくお願いいたします。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第62号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第63号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第2号) について

議長(齊藤邦明君) 日程第11、町長提出議案第63号 平成22年度上里町水道事業会計補正 予算(第2号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 御提案申し上げました平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

このたびの補正は、給水量の伸びによる業務の予定量の変更と収益的収入及び支出の補正、加えて補償金免除繰上償還及び借換債による資本的収入及び支出の補正と企業債の追加でございます。

初めに、年間給水量を14万1,000トンの増加を見込み413万9,000トンとし、同じく1日平均給水量を387万トンの増加を見込み1万1,340トンといたします。それに伴い、収益的収入として水道料金を2,189万6,000円の増額補正とし、収益的支出には消費税を264万3,000円の増額補正といたします。

次に、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額を 2 億4,586万7,000円とし、過年度分損益勘定留保資金を 2 億3,224万3,000円に改めます。資本的収入では、企業債を 2 億4,300万円の増額補正をし、資本的支出では、企業債償還金を 2 億5,731万4,000円の増額補正といたすところでございます。

次に、企業債の目的と限度額の変更を行い、新たに借換債2億4,300万円を追加補正いたすところでございます。

以上をもちまして、平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)の提案説明といたします。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

〔以下、上程中の議案について 水道課長 飯塚邦男君補足説 明〕

以上をもちまして説明とさせていただきます。

議長(齊藤邦明君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番沓澤幸子議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 企業債のところでお聞きしますけれども、繰り上げ償還をして新たに企業債を起こすということだと思うんですけれども、利率のところで、どの辺のものを償還して新たに起こしているのか、そのことによってどれだけの負担軽減になるのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

議長(齊藤邦明君) 水道課長。

[水道課長 飯塚邦男君発言]

水道課長(飯塚邦男君) 企業債の償還につきましては5件を予定しています。利率につき

ましては6%以上のもの、6.6%から、最高が7.3%のものでございます。借り換えにつきましては、まだ未定になってございますので、利率が幾らかわかりませんので、それについてはちょっとまだ計算してございません。ただ、ちょっと1.5%のものを借りますと7,500万円程度の差が出てきますので、随分安くなるのではないかと思います。ただ、実際にこれは1.5%のある過程でございますので、実際に借換債ができるようになれば、町と同様にどこで政府資金になるのか、金融機関になるのかわかりませんけれども、多分安くなるのではないかと思っております。

以上です。

議長(齊藤邦明君) ほかにありませんか。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 説明書の4ページになるかと思うんですけれども、未収金が当初予算より大幅に増えておると、150万円ぐらいになるかと思います。これについて、9月の文教厚生常任委員長の決算報告の中にも、徴収については積極的に取り組むことという報告がございました。この間、どのような徴収がなされた結果、このように未収金が増えてきているのかということと、この未収金が積もってきますと、今後いずれかの時点で債権の時効消滅ということになるかと思うんですけれども、水道料金の場合は、地方自治法に示されている5年が適用になっているのか、それとも民法上の2年ということで時効消滅になるのかというのを教えていただければと思います。お願いいたします。

議長(齊藤邦明君) 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長(飯塚邦男君) 未収金につきましては、現在水道課でやっておりますのは督促状とか、給水予告通知とか、催告書ですか、それを行ってございます。

それと、次の質問でございますけれども、不納欠損ですか、一応水道課では3年を目安にやってございます。

以上です。

議長(齊藤邦明君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 水道料金の徴収については督促とか催告、給水停止ですか、そういうことをされているということですけれども、この要するに実際に例えば未収金のある方のところに訪問されるとか、そのような方法はされているのか。ただ催告書を出すだとか、そういうことなのかどうかということがまず一点確認したいということと、水道料金の時効、消滅時効

3年というのはどのようなものを根拠に行われているのでしょうか。そこで一旦お願いします。 議長(齊藤邦明君) 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長(飯塚邦男君) 未収金の対策につきましては、職員が未収金の家へ回ってはございません。督促状とか催告書とか、給水予定予告通知ですか、それを送付してございます。

それと、3年目安ということでございますけれども、一応水道を見ますと2年になってございますが、うちのほうは3年ということで内部で行っているところでございます。

議長(齊藤邦明君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) そもそも大幅に未収金が増えるであろうということで、予定貸借対照表が出されているわけですけれども、いよいよ本年度、下水道のほうも供用開始となりまして、恐らく水道料金の未収、滞納というのが下水道を接続している家庭でも起こってくると、下水道の料金の収納にも影響されてくるのかなと思うんですね。今まで水道料金で滞納があったとするならば、新たにそこに下水道の供用開始するお宅があるとするならば、その費用の問題も出てくる中で、非常に水道課さんと下水道課さんが連携をして料金の徴収に当たっていかないと、新たに下水道課が始まった事業でも、払ったとして、それが水道料金が今までこんなにあると、下水道は今始まったばかりだけどこのぐらいだと、その料金どうなるのかという話になってきて、払った部分が、これは以前の水道料金のほうにいきますよとなると、下水道のほうが全くゼロからどんどん積み上がってきてしまいます。そんなことからも、この辺は早急に検討いただき、水道料金の徴収には積極的に取り組んでいただきたいということと、先ほど2年であるけれども3年ということを使われているということだったんですが、その法的根拠は民法173条の第1項を根拠にされているのかどうかということをとりあえず確認させていただきたいと思います。お願いいたします。

議長(齊藤邦明君) 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長(飯塚邦男君) 未収金対策については、今後も検討していきたいと思います。

その時効の関係なんですけれども、民法上では2年となってございます。その2年を使ってはございません。2年を目安に3年目でやるという形で水道のほうでは、民法上は2年という形になってございます。

議長(齊藤邦明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(齊藤邦明君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(齊藤邦明君) ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第63号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(齊藤邦明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長(齊藤邦明君) 本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午前10時15分散会